MINI EXTRA CARE〈PREMIUM〉サービス約款

ビー・エム・ダブリュー・ジャパン・ファイナンス株式会社（以下「BMWJF」といいます。）は、MINI自動車保険をご契約いただき、かつMINIダイナースカードにご加入いただいたお客様（以下「お客様」といいます。）に対して、本約款に基づきMINI自動車保険契約に付帯するMINI EXTRA CAREをアップグレードしたサービス「MINI EXTRA CARE PREMIUM」（以下「本サービス」といいます。）を提供いたします。

第1条【本サービスの対象自動車】
MINI自動車保険のMINI EXTRA CARE保証書に記載された車台番号の被保険自動車（フリート契約ではないMINI車に限ります。）

第2条【本サービスの対象者】
MINI EXTRA CARE保証書に記載されたお客様と同一のMINIダイナースカード本会員もしくはその家族会員。

第3条【本サービスの内容・限度額・お客様負担額】
1. 第5条に定める本サービス対象期間中に日本国内において、MINI EXTRA CAREサービス約款に定める偶然な事故（以下「事故」といいます。）により対象自動車が以下の損害（以下「損害」といいます。）を被り、MINI正規ディーラーに入庫された場合、その修理・交換・補修を本サービスとして提供します。また、上記事故・損害には以下③のサイド・ガラスまたはリア・ガラス損害を含みます。
2. 本サービスは以下の通りMINI EXTRA CAREのサービスをアップグレードいたします。
 ①フロント・ガラス補償（交換時）：お客様負担額変更を下表に定める内容に変更します。
 ②ドア・ミラー補償：サービス限度額、お客様負担額を下表に定める内容に変更します。
 ③サイド・ガラスまたはリア・ガラス補償：飛び石等飛来物によるサイド・ガラスまたはリア・ガラスに対する損害を下表に定める内容に基づき補償します。
3. 本サービスは、それぞれ下表「MINI EXTRA CARE PREMIUM」に掲げる補償限度額からお客様負担額を控除した金額（サービス限度額）を上限に実施します（本条に記載の金額は全て税込金額とします。）。

	MINI EXTRA CARE			**MINI EXTRA CARE PREMIUM**		
補償対象	サービス限度額	補償限度額	お客様負担額	**サービス限度額**	**補償限度額**	**お客様負担額**
フロント・ガラス（修理）	100,000円	100,000円	0円	100,000円	100,000円	0円
フロント・ガラス（交換）	90,000円	100,000円	10,000円	**100,000円**	100,000円	**0円**
リア／サイド・ガラス				**100,000円**	**100,000円**	**0円**
ドア・ミラー	45,000円	50,000円	5,000円	**100,000円**	**100,000円**	**0円**

※太字下線箇所がMINI EXTRA CAREからアップグレードされたサービス内容となります。

4. 本サービスの提供は、部品の交換あるいは修理・補修にて実施し、金銭での支払いはいたしません。
5. 自動車保険の保険金（お客様の自動車保険の車両保険金、第三者の自動車保険の対物賠償保険金）を修理・交換代金に充当した場合、本サービスは対象外となります。ただし、自動車保険の免責金額に充当させることは可能です。また、第三者の自動車保険の対物賠償保険金を受領し、自身の車両保険を使用しない場合に発生する自己負担額にも充当可能です。
6. 損害額が補償限度額を超える場合には、補償限度額を超える部分についてはお客様のご負担となります。

第4条【他サービスとの重複利用】
本サービスは、MINI EXTRA CAREを除き、同一の自動車事故において、弊社が提供している他のサービスと重複して利用することはできません。

第5条【本サービスの対象期間】
1. 本サービスの対象期間は、以下のいずれも満たす期間とします。
 ①対象自動車のMINI自動車保険契約の保険期間（ただし、保険期間内であっても、事故日において対象自動車が初度登録日から5年後の初度登録応当日以降の場合、ドア・ミラー補償は対象となりません。）
 ②MINIダイナースカードの発行日からカード記載の有効期限まで（ただし、MINIダイナースカードが有効な場合に限ります。カードを継続契約した場合は、その継続したカード記載の有効期限までとします。）
2. 前項にかかわらず、以下のいずれかの事由に該当した場合には、本サービス対象期間内であってもただちに本サービスは失効します。
 ①第1条【本サービスの対象自動車】および第2条【本サービスの対象者】を満たさなくなった場合（ただし、MINI EXTRA CAREの提供条件を満たす場合は、MINI EXTRA CAREが提供されます）。
 ②対象自動車が全損・廃車になった場合
 ③保険期間の途中で対象自動車がMINIもしくはBMW以外の車両に入替、または解約・失効・解除された場合
 ④お客様が車両譲渡等の理由によりMINI EXTRA CAREの対象者でなくなった場合
 ⑤対象自動車が日本国外に持ち出された場合

第6条【本サービスの提供回数】
本サービスの提供は、第3条記載の損害について、第2条記載の対象自動車につき本サービス対象期間中いずれか1回とします（対象自動車が複数台ある場合は1台につき本サービス対象期間中いずれか1回とします）。
複数回数の事故による損害をまとめて修理・交換する場合であっても、1回の事故による損害のみが本サービス提供の対象となります。また、第3条記載の損害のうち複数の損害が同時に発生した場合でも、本サービス提供の対象となる損害はいずれかひとつに限ります。なお、第5条の定めにかかわらず、いずれかのサービスを受けた時点で本サービスは終了します。ただし、対象自動車のMINI自動車保険契約の保険期間が2年以上の場合は、保険年度ごと（1年ごと）にいずれかの事故に対し1回本サービスを受けることができます。その場合、MINIダイナースカードの有効期間内であることがサービス適用の条件となります。
※MINIダイナースカードに加えてビジネス・アカウントカードをお持ちの場合でも、上記本サービスの提供回数は変わりません。

第7条【本サービスの提供場所】
本サービスの提供を受ける場合、お客様はMINI正規ディーラーへ対象自動車をお持ちいただき「EXTRA CARE保証書」、「MINIダイナースカード」「MINI自動車保険証券（またはeco保険証券専用ハガキ）」、「車検証」をご提示のうえ、本サービスをご利用の旨お申し出ください。MINI正規ディーラー以外に対象自動車をお持ちいただいた場合、本サービスはご利用できません。本サービスの対象となるお客様がサービス対象期間中に対象自動車を他のMINI車両に入替する場合には、MINI自動車保険に加入したMINI正規ディーラーにご連絡のうえ、EXTRA CARE保証書を交換してください。MINIからBMWへ車両入替の場合にも、MINIへの入替と同等の権利が継続し、車両入替前のサービス利用可能回数を引き継ぎます。

第8条【免責条項（本サービスを提供できない場合）】
以下のいずれかに該当する場合には、損害の発生日が本サービス提供対象期間中であっても本サービスは利用いただけません。
①MINI正規ディーラー以外に修理・交換を依頼された場合
②事故の日から30日以内に、事故通知または修理・交換のためにMINI正規ディーラーに入庫がなかった場合
③本サービス対象期間終了日から7日以内に、事故通知および修理・交換のためにMINI正規ディーラーに入庫がなかった場合
④直接または間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた損害
1)お客様、お客様の同居の親族またはお客様の許可を得て対象自動車を使用した者の故意または重大な過失による事故
2)法令により定められた運転資格を持たないで、または酒気を帯びてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常に運転できないおそれがある状態で行われた対象自動車の運転
3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
4)核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
5）4)に規定した以外の放射線照射または放射線汚染
6)戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
7）3)から6)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
8)差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
9)詐欺または横領
10)対象自動車の不適切な保管または仕様の限度を超える過酷な使用（レース、ラリー等による過酷な走行、エンジンの過回転または過積載等）
11)対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然の消耗
12)故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない対象自動車の電気的または機械的損害）

第9条【本サービスの適用地域】
本サービスは、日本国内においてのみ有効です。

第10条【本サービス約款の改定】
弊社は、本サービス約款を予告なくいつでも変更することができるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容提供条件を含めすべての変更後のサービス約款が適用されるものとします。

第11条【サービス提供の中止】
弊社は3ヶ月の予告期間をもってお客様に通知のうえ、本サービスの提供を中止または終了することができます。

第12条【個人情報の取扱および第三者提供】
1. 弊社は、本サービスに関して収集したお客様の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を弊社プライバシーポリシー（https://www.mini.jp/ja_JP/home/finance/privacypolicy.html）に従って取り扱います。また、本サービスの履行及び運営・管理の目的のため、および弊社の「ローン事業」「リース事業」「カード事業」「保険事業」その他の弊社の定款に記載されている事業における以下の目的等のために利用することがあります。
・新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
・市場調査、商品開発
・宣伝物・印刷物の送付、営業案内
なお、弊社の具体的な事業内容については、弊社のホームページに掲載しております。
2. 弊社は、本サービスの履行のために、提携損害保険代理店、提携損害保険会社、ビー・エム・ダブリュー株式会社に対し、本サービスに関する個人情報を提供・共同利用させていただきます。

第13条【合意管轄裁判所】
本サービスに関して、弊社とお客様との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。